平成２０年（フ）第３８５１号
名古屋市南区鳴浜町４丁目１番地　鳴浜住宅１棟109号
債務者　坂口　文男
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪野　公夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５号
大分県速見郡日出町3889番地３グリーンコーポふじの303
債務者　秋吉　一彦
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
大分県豊後大野市大野町中原2097番地
債務者　平尾　信義
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　茂人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１号
秋田県能代市二ツ井町飛根字富根35番地１
債務者　池端　又芳
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４６３号
埼玉県志木市柏町３丁目９番61―202号
債務者　島田　繁子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０８号
埼玉県川口市中青木２丁目16番10号　第５つくしマンション105号
債務者　荒井　義信
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６６号
埼玉県北本市栄７番地２―10―502、旧住所埼玉県行田市門井町１丁目21番地７―407
債務者　織田　和夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６７号
埼玉県北本市栄７番地２―10―502、旧住所埼玉県行田市門井町１丁目21番地７―407
債務者　織田まり子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１４号
埼玉県久喜市本町５丁目２番４号
債務者　太田貴代美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６６号
埼玉県川口市西青木３丁目６番22号　プリムローズ101号
債務者　西村　晶子（旧姓高野・中川）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７５号
埼玉県蕨市北町４丁目４番９号　パールハイツ201号、旧住所埼玉県蕨市錦町２丁目７番10号　錦町二丁目住宅104号
債務者　須釜　康典
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９６号
さいたま市岩槻区加倉１丁目５番３―101号
債務者　榎本　　普
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９８号
埼玉県川口市西川口１丁目33番４―302号　ディアコート
債務者　北川かおり（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
埼玉県草加市八幡町1235番地　ストロベリーフィールズ107号、前住所埼玉県さいたま市緑区道祖土３丁目２番22号　浦和昭和ビル103号
債務者　小島　功介
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６５３号
埼玉県三郷市上口１丁目101番地６
債務者　晴山由美子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６５８号
埼玉県草加市清門町100番地
債務者　岡田由美子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
埼玉県越谷市大字大林393番地４
債務者　岩永　慎一
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係